

# 一般社団法人山口県身体障害者団体連合会 概要

平成30年 5月21日作成

## <目的>

本会は、加盟団体の組織活動を推進し、障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加推進に関する事業を行い、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指す。

## <事業>

### I. 身体障害者の福祉増進に関わる事業 <継続事業>

多くの身体障害者における更なる福祉制度の充実を目指し、身体障害者の福祉団体の活動を推進するとともに、障害者関係団体等と連携のもと、行政等関係機関へ要望活動を行い、身体障害者の福祉増進を図る。

#### 1. 身体障害者の福祉増進事業

行政等関係機関への要望を行うことにより、身体障害者の福祉制度の充実並びに福祉増進を図る。

- (1) 日本身体障害者団体連合会の諸会議への出席
- (2) 日本身体障害者福祉大会への参加
- (3) 中四国ブロックの諸会議への出席
- (4) 中四国身体障害者福祉大会への参加
- (5) 山口県総合社会福祉大会への参加
- (6) 要望等に関する諸会議への出席

#### 2. 身体障害者の功労者への表彰に関する事業

障害者福祉事業に功績のあったもの及び自己の障害を克服し自立更生をしたものであって、真に他の模範となるものを顕彰して、その功績を称えとともに、他の障害者の励みとし、併せて社会に対する障害者の認識を深め、障害者の福祉向上を図る。

- (1) 日本身体障害者福祉大会における日身連会長表彰の推薦
- (2) 中四国身体障害者福祉大会における大会会長表彰の推薦
- (3) 山口県総合社会福祉大会における本会会長表彰

#### 3. 身体障害者団体等への助成に関する事業

加盟団体が主催して行う、公益的な各種大会や研修会等に対して、その経費の一部を助成し、もって障害者福祉の向上と障害者の社会参加促進を図る。

### II. 共生社会の推進に関する事業 <公益事業>

障害者団体及び関係団体等と連携を密にして社会参加促進施策を実施し、多くの県民に障害を正しく理解して頂き、障害の有無に関係なく地域社会の中でいきいきと充実した生活がおくられるよう「共生社会の実現を目指す」ことを目的とした次の事業を実施する。

#### 1. 障害者の社会参加推進のためのセンターの運営事業

障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とする山口県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

## 2. 障害者等を対象とした相談事業

障害者やその家族等からの相談に応じるホットラインの運営により、障害者の社会参加に対する支援を行う。

## 3. 障害者の社会参加推進のための研修会・講座等の開催

障害者等を対象とした、芸術活動支援講座や生活訓練講座等を開催することにより、障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

また、身体障害者相談員等、障害者の社会参加を支援する者を対象とした研修会等を開催し、障害者の社会参加の支援を行う。

## 4. 障害者の社会参加推進のための福祉サービス

鉄道等の各種割引サービスの取扱業務を通じて、障害者の外出機会増加を図り、障害者の社会参加の促進を図る。

## 5. 障害者福祉に係る啓発広報

障害者をはじめ、一般県民、事業者、関係機関等を対象に、ホームページ等での障害者の社会参加に関する情報提供、「障害者週間」等の周知啓発等を通じて、障害者の社会参加の促進への理解を深める。

## Ⅲ. その他事業

事業の経費に充てるため、収益事業を行う。

## Ⅳ. 本会運営に関する事業等

### 1. 定款に定める総会を次のとおり開催する。

定時総会 5月

臨時総会 3月

### 2. 理事会を次のとおり開催する。

3回 (4月、12月、2月)

### 3. 正副会長会議を次のとおり開催する。

3回 (4月、12月、2月)

### 4. 公益目的支出計画実施報告書等の提出等

法律の定めにより、公益目的支出計画実施報告書の作成、関係書類の公告及び備え置き、行政庁(県)への提出を行う。

## ＜主な事業の内容＞

### 1. 山口県障害者社会参加推進センター運営事業＜県委託事業＞

社会参加推進協議会の開催 1回（3月）

障害者団体（身体・知的・精神）、行政機関等で構成された委員をもって、障害者社会参加推進センターの業務に関する企画・立案を行う。

### 2. 障害者110番運営事業＜県委託事業＞

障害者の多種多様な相談について、障害者本人や家庭などの心配ごとや悩みごとの相談に応じる「障害者ホットライン」を開設する。

・利用時間 月・火・木・金曜日 10時～16時

※ 水・土・日曜日・祝日

夏季（8/13～15）・年末年始（12/29～1/3）は休み。

・相談方法 電話、来所、手紙（FAX含む）、メール等

### 3. 障害者芸術文化祭の開催＜県補助事業＞

障害者の文化・芸術活動の振興及び社会参加の推進のため、障害者が制作した作品の展示や障害者による演劇等の舞台活動等、総合的な文化祭を開催する。また、山口地方法務局等の関係団体と共催で「共生社会推進フェスタ」を開催する。

### 4. 障害者わくわく体験教室・ステップアップいきいき講座の開催＜共同募金配分金事業＞

日常生活において自信を持った豊かな生活が送れるとともに、障害者の自立と積極的な社会参加の促進を目的として次の教室・大会・講座を開催する。

#### (1) 気軽に参加できる体験型教室

・料理教室

#### (2) ステップアップを目指した大会・講座

・囲碁将棋オセロ大会

・カラオケ大会

・料理講座

・書道講座

・写真講座

### 5. 相談員活動強化事業（身体）＜県委託事業＞

身体障害者相談員研修会の開催

市町長等より委嘱された身体障害者相談員を対象に、地域で生活している障害者を支援し得るよう相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、研修会を開催する。

### 7. JRジパング倶楽部「特別会員」取扱業務

上部団体である日身連とJR東日本の合意のもと実施している当制度を利用することで、社会参加（外出の機会が増える等）が図れるため、取扱業務を実施する。

### 8. 障害者福祉に係る啓発広報＜共同募金配分金事業＞

障害者をはじめ、一般県民、事業者、関係機関等を対象に、ホームページ等での障害者の社会参加に関する情報提供、「障害者週間」等の周知啓発等を通じて、障害者の社会参加の促進への理解を深める。

#### (1) ホームページの公開

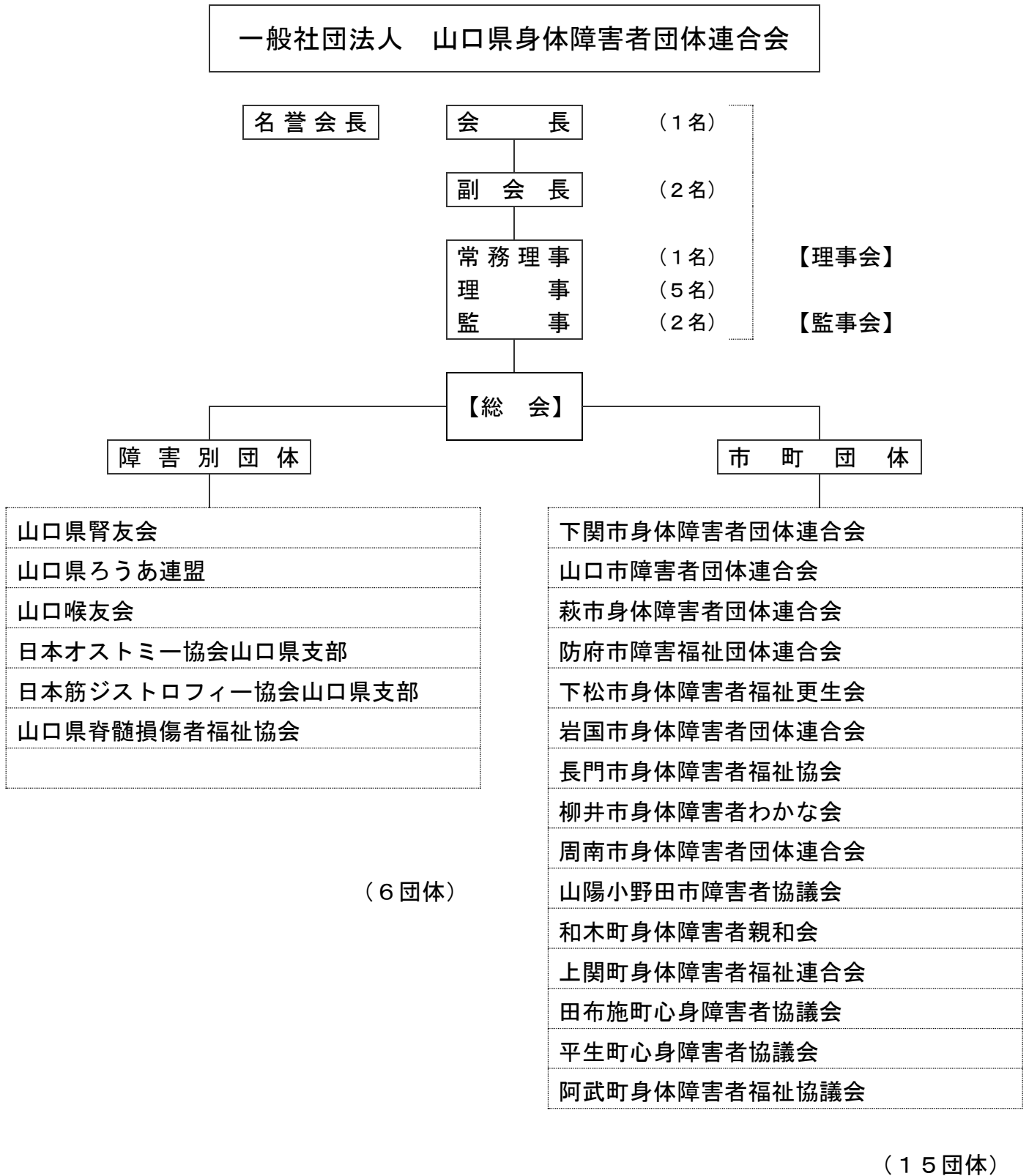
(2) 会報“維新の郷”の発行 2回（9月、3月）

(3) 「障害者週間」（12月3日～9日）・「障害者の日」（12月9日）の啓発

(4) 各関係機関に対する情報提供

## <組織>

本会の会員は、目的に賛同して入会した身体障害者の団体をもって構成する。



<役員及び構成員>

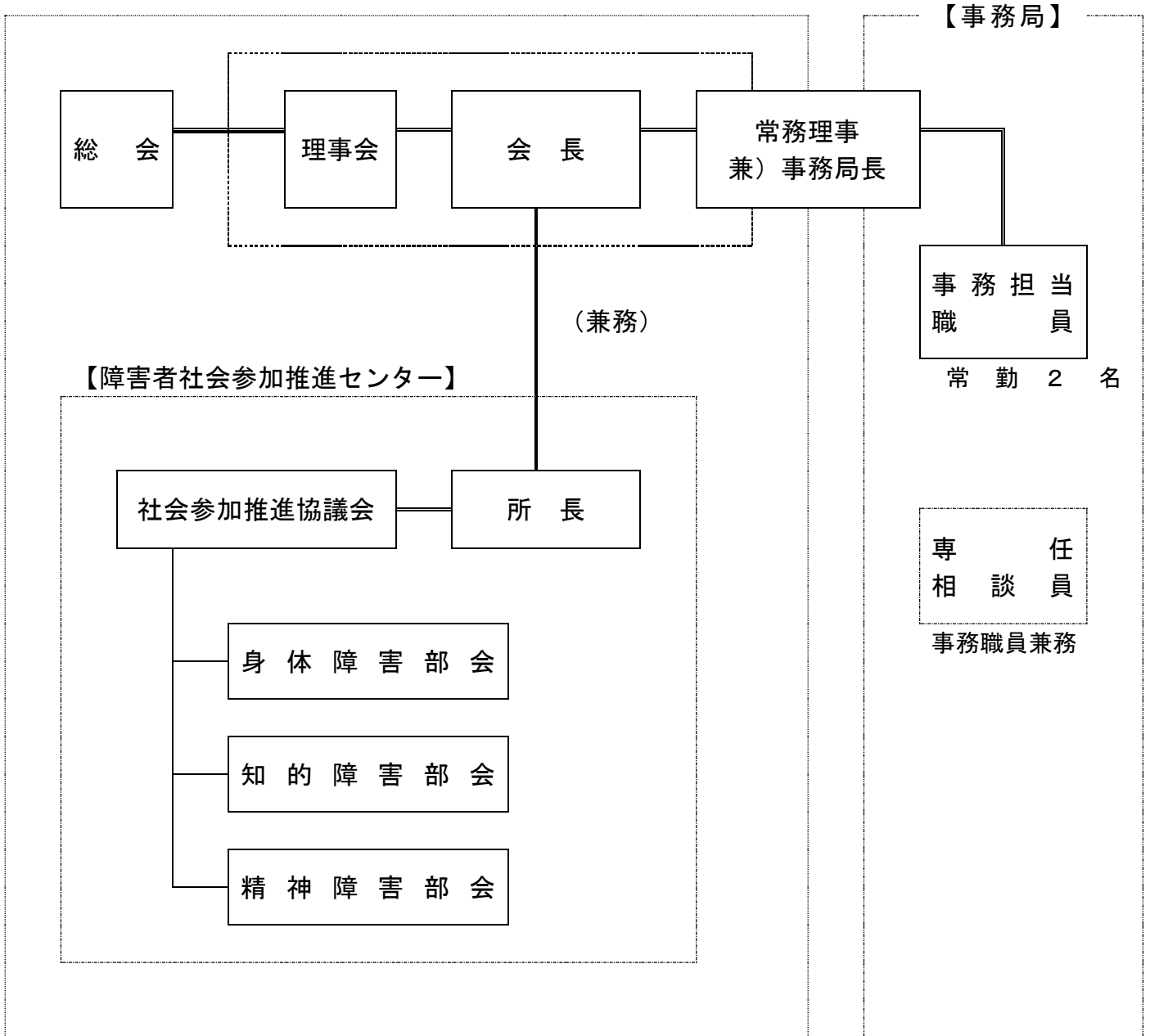
一般社団法人山口県身体障害者団体連合会 役員

役 職	氏 名	団 体 名	備 考
会 長	大 下 博	柳井市身体障害者わかな会	< 代 表 理 事 >
副 会 長	吉 村 隆	山口県腎友会	
〃	佐々木 甫	岩国市身体障害者団体連合会	
常 務 理 事	秋 山 史 之		< 兼 事 務 局 長 >
理 事	西 村 武 剛	山口喉友会	
〃	宮 原 博 之	山口県脊髄損傷者福祉協会	
〃	藤 井 聖 嗣	下関市身体障害者団体連合会	
〃	高 木 和 文	山口市障害者団体連合会	
〃	中 村 信 也	防府市障害福祉団体連合会	
監 事	杉 山 尚	日本オストミー協会 山口県支部	
〃	徳 毛 裕 之	周南市身体障害者団体連合会	

任 期 平成32年5月の定期総会まで

<組織体制図>

【一般社団法人山口県身体障害者団体連合会】



## <沿革>

当連合会は、任意団体として、昭和37年3月16日に障害別4団体（県肢体障害者福祉協会、県傷痍軍人会、県ろうあ連盟、県視覚障害者団体連合会）により設立し、平成7年2月8日に、社団法人の法人格を取得後、郡市の障害者団体も加入した。

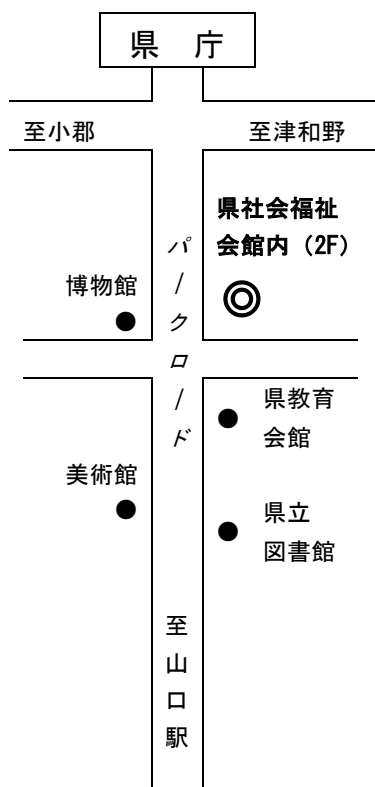
平成3年4月1日に身体障害者社会参加促進センターを当時の連合会内に設置、運営を当連合会が受託し、身体障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための諸施策を推進した。

平成10年6月1日には、従来の身体障害者社会参加促進センターを改組して、3障害（身体障害・知的障害・精神障害）の障害者社会参加推進センターとして、引き続き、運営を当連合会が受託した。

公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日、一般社団法人へ移行した。

また、一般社団法人への移行に際し、各市町の障害者団体の加入を一本化し、現在は、障害種別団体：7、市町の団体：15、合計22団体である。

移行後3年間の事業実施状況を踏まえ、公益目的支出計画変更認可申請を行い、平成27年度より公益事業1と継続事業1の2分野で、障害者の福祉向上及び共生社会の推進に関わる事業を実施する。



☆ 所在地

〒753-0072

山口県山口市大手町9-6

山口県社会福祉会館内(2F)

TEL 083-928-5432

TEL 083-928-5580 (障害者ホットライン専用)

FAX 083-928-5436

☆ 交通案内

- ・ JRをご利用の場合

山口駅より、徒歩 20 分 (車で 5 分)

- ・ バスをご利用の場合 (JR中国バス、防長バス)

県庁前バス停より、徒歩 5 分

美術館前バス停より、徒歩 5 分

- ・ 中国自動車道をご利用の場合

小郡インターより、車で 20 分

山口インターより、車で 10 分